

# 一般社団法人名古屋中青色申告会 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人名古屋中青色申告会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市中区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、納税道義の高揚と適正申告の実践及び公正な税制と税務行政の健全な運営の確立に寄与し、併せて事業経営と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及及び納税意識の高揚並びに誠実な記帳及び適正申告の実践に資する事業
- (2) 租税関係の法令等の周知を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経営、経理に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- (4) 会員の福利厚生、会員の健全な発展と親睦、利便等に資する事業
- (5) 地域社会の発展に資する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県名古屋市中区及びその周辺において行うものとする。

## 第3章 会 員

(本会の構成)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 準会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体で、本会の事業を賛助するために入会したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会が別に定める所定の申し込み手続きにより申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定する。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

- 2 準会員は、会費等に関する規則に定める準会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び準会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときには、除名した旨をその者に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

- (4) 退会したとき。
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (6) 除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

### (構成)

- 第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般法上の社員総会とし、同項の通常総会をもって一般法上の定時社員総会とする。

### (権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第13条 総会は、通常総会を毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

### (招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の決議権の10分の1以上の決議権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された者2人が、署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐する。

3 専務理事は、本会の業務を分担執行し、事務局を監督する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した

額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第26条 本会に、名誉会長及び顧問を3人以内置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見をのべること。

3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

4 名誉会長及び顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う

2 前項の規定にかかわらず、一般法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議が

あったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 部会及び支部並びに委員会

(部会及び支部)

第33条 本会の事業を円滑に推進するため、理事会の決議により、部会及び支部を設置することができる。

2 部会の役員は理事会において選任し、支部の役員は支部長が選任する。

3 部会の任務、構成、運営等に関する必要事項は理事会の決議により、支部の任務、構成、運営等に関する必要事項は支部長が定めるものとする。

(委員会)

第34条 本会は、第4条に規定する業務を分担するため、理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関する必要事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第35条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事会の承認を経て、会長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第41条 本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第44条 本会は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

### (個人情報の保護)

第45条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 補 則

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事である会長は、近藤美喜男とする。

当法人の定款である。

名古屋市中区千代田三丁目 8 番 3 号  
一般社団法人名古屋中青色申告会  
代表理事 近藤美喜男